

制定：2015年5月20日

改定：2023年11月8日

関西電力医学研究所における科学研究費助成事業－科研費－ の研究実施規程

(目的)

第1条 この規定は、関西電力医学研究所（以下「医学研究所」）の研究者が行う研究のうち、科研費を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果を上げるとともに研究成果の普及を図ることを目的とする。

(組織の責任体制)

- 第2条 組織全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を株式会社関西メディカルネット社長と定める。
- 2 最高管理責任者を補佐し、科研費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を医学研究所長と定める。
 - 3 科研費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を事務センター部長と定める。
 - 4 研究倫理教育責任者を医学教育研究部長と定める。

(組織、研究を行う職)

第3条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事するものは下のとおりである。

医学研究所〔所長、学術顧問、客員研究員〕

(研究部門)

糖尿病研究センター 糖尿病・内分泌研究部〔部長、副部長、研究員、研究補助員〕
糖尿病研究センター 代謝栄養研究部〔部長、副部長、研究員、研究補助員〕
糖尿病研究センター 先端糖尿病研究部〔部長、副部長、研究員、研究補助員〕
統合生理学研究センター 統合生理学研究部〔部長、副部長、研究員、研究補助員〕
外科（神経内分泌腫瘍・乳癌）研究部〔部長、副部長、研究員、研究補助員〕
心臓・血管（循環器）研究部〔部長、副部長、研究員、研究補助員〕
侵襲反応制御研究部〔部長、副部長、研究員、研究補助員〕
消化器・肝臓病研究部〔部長、副部長、研究員、研究補助員〕

臨床神経研究部 [部長、副部長、研究員、研究補助員]
臨床腫瘍研究部 [部長、副部長、研究員、研究補助員]
睡眠医学研究部 [部長、副部長、研究員、研究補助員]
医学教育研究部 [部長、副部長、研究員、研究補助員]
リハビリテーション医学研究部 [部長、副部長、研究員、研究補助員]
運動器整形外科研究部 [部長、副部長、研究員、研究補助員]
救急集中治療医学研究部 [部長、副部長、研究員、研究補助員]
腎疾患・血液浄化療法研究部 [部長、副部長、研究員、研究補助員]
リウマチ・膠原病研究部 [部長、副部長、研究員、研究補助員]
糖尿病地域医療推進センター [部長、副部長、研究員、研究補助員]
感染制御研究部 [部長、副部長、研究員、研究補助員]

(研修部門)

総合臨床教育・研修センター [部長、副部長]

(研究計画の策定)

第4条 研究者は科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

- 2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ厚生労働省及び文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを株式会社関西メディカルネット社長に提出するものとする。

(研究の実施)

第5条 研究者は科研費の研究を行う場合は、医学研究所の活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第6条 研究者は科研費によって行った前条の研究については、他の規定に関わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で、学会発表、書籍・雑誌上での公表をすることができるものとする。また、公表にあたっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

- 2 なお、前項の場合および科研費による研究によって特許を取得した場合、研究者はその旨医学研究所に報告するものとする。
- 3 前項の報告を受けた医学研究所は、日本学術振興会に報告するものとする。

(研究報告の義務)

第7条 科研費により研究を行う研究者は、科研費に係わる規定及び交付の際に付される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを株式会社関西メディカルネット社長に提出するものとする。

(管理等の事務)

- 第8条 科研費による研究計画書の取りまとめは事務センター（総務）研究事務担当、補助金の経理等の事務は、事務センター（購買）経理担当が所掌する。
- 2 事務センターは原則として研究者の依頼を受けて発注を行う。
 - 3 事務センターは、研究者が発注したものがあある場合には検収を行う際、および費用の支出を行う際にその妥当性の確認を行う。
 - 4 事務センターは、納入物品について業者が事務センターに持ち込んだ物品について、品名、数量等を確認後、納品書に検収印を押印のうえ、研究部に納品させる。
 - 5 事務センターは、20万円未満の換金性の高い物品（パソコン、タブレット、デジタルカメラ等）の購入があった場合は、当該物品に関し、科研費により購入されたものである旨を明示する。
 - 6 事務センターは、研究者の依頼に基づいて出張伺いの決裁を取る。用務終了後に、出張報告書、領収書及び航空券半券等により事実確認を行う。
 - 7 事務センターは、研究者からの依頼に基づいて非常勤職員の雇用伺いの決裁を取ると共に、勤務表およびヒアリング等により、月末に勤務実績の日々の作業終了後に勤務報告等により事実確認を行う。
 - 8 科研費のうち、間接費に関しては事務センターにかかる関連費用等間接経費に充てるものとする。

(内部監査の実施)

- 第9条 研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（最終改正令和3年3月4日平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）を踏まえ、関西メディカルネットコーポレートサポート部による内部監査を行う。
- 2 株式会社関西メディカルネット社長は、内部監査を行う部門としてコーポレートサポート部を指名する。
 - 3 監査の対象は、前年度の契約実績の約10%を抽出したものとし、会計書類の検査ならびに購入物品の使用状況等に関する研究者からのヒアリングにより確認する。

(不正行為への対応)

- 第10条 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（最終改正令和3年3月4日 平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）を踏まえ、科研費の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を行い、不正を行わないことなどを盛り込んだ誓約書を提出させる。誓約書の提出がない場合は、科研費の管理・運営に関わらせない。
- 2 公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等

に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)を踏まえ、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行う。

(法令等の遵守)

第11条 医学研究所に所属する研究者は科研費による研究の遂行に当たり、関係法令並びに文部科学省または独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

2 医学教育研究部長は、研究に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。

以上